

令和6年度 学校経営方針

枚方市立春日小学校

国、府および市の教育理念や方針を踏まえ、常に「春日小で学ぶ子どもたちにとって望ましいことは何か」を考察する視点に立ち、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させるとともに「生きる力と、自他を大切にできる心情を育み、子どもたちの未来への可能性を最大限に伸ばす教育」をめざします。

1. めざす子ども像と具体的方策

子どもたちが新しい時代に必要となる資質・能力を身につけるためには、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善が重要と考える。つまり、子どもたちの「自立」「協働」「創造」する力を育む新しい教育に向けた取組を進めるためには、授業改善及び家庭学習等の学習指導の充実を図る必要がある。このため、本年度も昨年度に引き続き、学力向上委員会や各学年会を校内組織体制にしっかりと位置づけ、「Hirakata 授業スタンダード」に基づいた授業改善及び家庭学習の定着に向けた教育活動を推進する。

【教育目標】

「考える、つながる、かがやく」

～自立、協働、創造に向けた主体的な学びを支援、可能性を最大限に伸ばす～

【めざす子ども像】

I. よく考える子ども（考える）

- ・自ら学び、自ら考える子ども
- ・学びに喜びをもつ子ども
- ・責任を持ち考えて行動する子ども

II. 思いやりのある子ども（つながる）

- ・自分も友達も大切にできる子ども
- ・みんなと協力する子ども
- ・ちがいを大切にできる子ども

III. 無限の可能性をのぼす子ども（かがやく）

- ・すすんで何事にも挑戦する子ども
- ・創造する子ども

【具体的方策】

- ① 学校運営体制の確立ならびに教職員の資質と指導力の向上
- ② 新学習指導要領に則った主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善
- ③ ICTを活用した授業及び家庭学習の推進
- ④ 「道徳科」「外国語（活動）」の指導方法や評価の在り方の研究
- ⑤ 人権意識の高揚・啓発の推進および支援教育の推進
- ⑥ 生徒指導上の諸課題の解決と心の教育の充実
- ⑦ 体力の向上及び心身の健康の保持・推進に関する健康教育の指導
- ⑧ 安全教育の充実および教育環境の整備・充実
- ⑨ 学校・家庭・地域の連携の強化および開かれた学校運営の推進

2. 本年度の重点目標

(1) 学校運営体制の確立

① 学校運営体制

- ・校長による学校運営方針を踏まえ、それぞれの課題についての推進計画を明確にし、教職員が教育目標の実現に取り組むことができる組織体制づくりを行う。
- ・教職員一人一人が自らの勤務状況を把握し、働き方への意識改革を推進することにより機能的な組織体制となるように、学校運営体制の確立を図る。

② 企画委員会・職員会議

- ・企画委員会は職員会議の案件の整理や学校運営上の諸問題の検討を行う。
- ・職員会議は法令等の趣旨を踏まえ適正に運営する。

③ 校務分掌(学校運営への参画)

- ・業務内容を明示して、内容を十分把握し、適切に計画的に業務を実施する。
- ・校務分掌の内容と主担者を明確に表示し、それぞれが役割を十分果たせるように組織体制をつくる。

④ 教職員の評価・育成システム

- ・大阪府教育庁「評価・育成システム」を実施、活用することにより、教職員の資質向上と学校活性化を図る。
- ・参考資料として保護者アンケートの結果を活用する。

⑤ 教職員の服務について

- ・教職員は、教育を通じて市民全体に奉仕するものであり、常に全力を傾注して、それぞれの職務の遂行にあたるものとする。
- ・法令等に定められている服務規律を遵守することはもとより勤務時間の内外を問わず、保護者、市民の教育に対する信頼とわれわれ教職員に対する信用を高めるよう心がけることとする。
- ・校長は、所属教職員の不祥事防止の徹底に努め、一人ひとりが主体的に不祥事防止について考える機会を設定した校内研修等を定期的、計画的に実施する。

(2) 学習指導の充実（小中一貫教育推進事業との関連を含む）

○学力向上プランについても本校の児童の実態に基づいた取り組みを実施し児童の基礎学力定着に努める

○校内研修では教職員の資質の向上と共に授業力、指導力向上のために公開授業を中心に研究を活性化させる。

○東香里中学校校区で義務教育9年間を見通した学習規律・授業規律の統一を図る。

○中学校ブロックにおいて児童、生徒の現状や課題に応じながら校区小中学校が連携した指導体制の確立に努める。

① 学習規律の定着

- ・学習に意欲的に取り組む気持ちを育てるとともに、落ちついた学習環境の確立のため学習の規律、心構えの定着に努め、学びの連続性を確立する。
- ・チャイム着席、あいさつ、聞く、話すなど中学校区でも統一した基本的な生活習慣や学習規律の徹底を図る。

② 確かな学力の定着

- ・「Hirakata 授業スタンダード」を踏まえながら、学力向上部を中心にして、学力学習状況調査等の分析を進め、児童の実態に応じて基礎・基本的事項の習得および意欲的学習態度の育成を図る。

- ・きめ細かな学習指導や少人数指導、個別指導、T T指導体制等により学習内容の習熟の程度に応じた指導を行う。
 - ・「主体的、対話的な深い学び」を実践するための指導方法を取り入れ、児童自らが「学びあい」「つながりあい」の中で自らの可能性を最大限に伸ばす教育を推進する。
 - ・iPad等ICT関連教育機器を効果的に活用する。
 - ・朝学習、計算力、漢字能力、読書指導などの指導方法の工夫・改善に努める。
 - ・全学年において自主学習の取り組みに力を注ぎ、学年の実態に応じて自学ノートの工夫や学習プリントの取り組み、iPadによる事前課題の取り組みなど、子どもたちの自主的で意欲的な学習姿勢を定着させていくように努める。
 - ・今年度は少人数指導は「理科」で取り組み、対象は第5・6学年とする。
- ③ 教職員の研修の充実（校内研修）
- ・「Hirakata 授業スタンダード」を基に、わかる授業、学ぶ喜びを感じる魅力ある授業を創り出すため、事前授業検討会、公開研究授業を実施し、教職員の資質向上を図る。
 - ・本年度は研究教科を「国語科」として、児童の「主体的、対話的で深い学び」の実践を推進していく。「研究授業」を授業力向上の中心と位置づけ、相互参観やビデオ研修なども昨年度以上に取り入れる。
 - ・校内研修部を中心に今年のテーマは「主体的・対話的で深い学びのある国語教育をめざして」として教職員すべてが授業力を高めることをめざす。
 - ・講師を招聘し講義や指導助言を受け一方、教職員が主体的、意欲的に自己研鑽を図る。初任者等など経験の浅い教員の研修も校内で明確に位置づけ、組織的・計画的に実施する。
 - ・中堅のミドルリーダーの育成も継続して行う。
- ④ 外国語（活動）の取り組み
- ・新学習指導要領の実施を踏まえ、第3・4学年の外国語活動、第5・6学年の外国語を更に充実させる。実施に当たっては、英語専科担当教師と学級担任とのチーム・ティーチングによる外国語活動を適正に実施する。
 - ・教材・教具の開発・準備、環境整備に努める。
- ⑤ 「総合的な学習の時間」等の取り組みの充実を図り、生きる力を育成
- ・「総合的な学習の時間」を中心に各教科において横断的・総合的な学習や探求的な学習を通して児童が自ら考え、課題を発見し、課題解決に最後まで全力を出して取り組む意欲と能力、豊かな人間性の育成を図る。
- ⑥ タブレット端末など、ICTを活用した学習活動の充実と学力の育成
- ・タブレット端末などICT機器やデジタル教科書などを授業の中で効果的に活用し、個別最適な学びと共同的な学びの充実を図る。
 - ・情報活用能力の育成として、目的に応じて必要な情報を収集・判断・処理する能力を高める。
 - ・発達段階に応じた体験を通じた「プログラミング的思考」を育み、問題を解決しようとする態度を育てる。
 - ・校内の研究体制を整え、授業での効果的な活用に積極的に取り組み、ICT活用指導力の向上に努める。
 - ・自学自習力の育成のため、学習コンテンツを活用し、家庭学習でのタブレット端末の効果的な活用を図る。

(3) 学習指導要領に則った教育課程の編成と実施

① 授業時数の確保

- ・各教科、「特別の教科道徳」、「外国語（活動）」、「総合的な学習の時間」及び特別活動の年間標準授業時数を確保し実施する。決められた授業を適切に実施し、授業時数の確保に努める。

② 読書活動の充実

- ・学校司書、司書教諭を中心にした読書活動の工夫や図書室の有効活用を図るとともに読書指導の充実に努める。
- ・「絵の本広場」を開催し、本を手にする機会を増やし、読書啓発に努める。

(4) 人権意識の高揚、支援教育の充実

① 人権教育の推進

- ・全職員が人権問題に対する正しい理解と認識を深めるとともに、自尊感情の育成を図り、一人ひとりの児童が認め合い、楽しく学校生活を送れるように努める
- ・人権教育カリキュラムの系統化、教材・資料の整備・収集・保存に取り組む。
- ・教職員の人権研修（いじめ防止・体罰防止）を年間通して実施し、児童の人権意識とともに教職員の意識の構築を図る。
- ・「いじめアンケート」の実施と活用、「学校いじめ防止基本方針」の見直し等を行う。

② 支援教育の推進

- ・支援や配慮が必要な全ての児童に対する適切な指導や支援に取り組む。
- ・支援学級在籍児童は個別の教育支援計画、指導計画を策定する。
- ・児童一人ひとりの理解に努め、それぞれの可能性を引き出し、共に学ぶ児童の集団を育てる。
- ・ユニバーサルデザインによる授業づくりに取り組む。

③ 生命尊重の教育、平和教育の推進

- ・自他の命を尊重する児童を育てる。
- ・戦争の悲惨な実態を学び、平和を愛し、創り出す児童を育てる。
- ・枚方市の平和教育に関わり「平和ポスター」展に参加する。

④ 健康教育の推進

- ・教育活動全体を通して、調和の取れた食事、適切な運動、十分な休養・睡眠といった「健康の3原則」の理念に基づき、児童に生涯を通じて、自ら心身の健康の保持・増進を図る能力と実践力を育てる。
- ・体力の向上及び心身の健康の保持・増進に関する指導については、保健・体育の学習を中心として、心と体を一体としてとらえ、生活科、「総合的な学習の時間」や特別活動との関連を図るなど学校教育全体で推進する。
- ・「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果等を活用し、体育・健康に関する指導などの改善に努める。
- ・児童が、自分の健康状態を認識するとともに、健康の保持増進を図れるように、組織的・計画的に健康診断を実施する。
- ・「学校保健委員会」を実施し、学校医からの助言を受けながら、参加していただいた保護者や地域住民の方々に本校の健康教育を理解いただき、校外に広く発信していく。
- ・食に関する指導については学校・家庭・地域が連携・協力し、望ましい食習慣の形成に努める。

- ・食育を推進するために学校が組織的に計画を立て、教育活動全体を通して、学校給食を活用した指導や、各教科、特別の道徳、「総合的な学習の時間」等において、食に関する指導の推進に努める。
- ・アレルギー疾患を持つ児童については、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」や「アレルギー疾患対応の学校生活管理指導表」とともに「学校給食における食物アレルギー対応マニュアル」を必要に応じて有効に活用し、児童が安心して学校生活を送ることができるように努める。

(5) 生徒指導の推進・心の教育の充実

① 生徒指導の充実

- ・人権尊重の視点に立った組織的な生徒指導体制を確立し、全職員の共通理解のもと、あらゆる機会を通じて学校や社会のルールを守る態度の育成に努める。
- ・いじめ、不登校問題等への取り組みを強化する。家庭との連携をより一層深めるとともに、関係諸機関との適切な連携を図り、早期発見・早期解決に取り組む。
- ・人権教育部との連携も積極的に行う。さらに、SC、SSW サポーターの協力を得て校内の生徒指導体制を実効性のあるものにする。

② 心の教育の推進

- ・「特別の教科道徳」の時間を核として、全ての教育活動を通じ道徳教育を充実させ、自分も他人も大切にすることの育成に努め道徳的価値を高める。
- ・道徳教育推進教師を含めた組織体制を構築する。指導方法や評価方法等の研究を校内研修を中心に推進する。
- ・SC や心の教室相談員と連携して早期での課題解決を行う。

(6) 地域とともにある学校づくりの推進

① コミュニティスクールの推進

- ・未来を担う子どもたちを健やかに育むためには、学校、家庭及び地域がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、地域全体で教育に取り組む体制づくりをすすめる。
- ・保護者や地域住民とともに学校運営を進めるという観点にもとづき、「地域とともにある学校づくり」をすすめる。
- ・保護者や地域住民の理解や協力を得て、特色ある教育活動を展開していくため、子どもたちが抱える課題を地域ぐるみで解決する仕組みやコミュニティスクールなど、学校運営に地域住民や保護者が参画する体制の構築に取り組む。

② 学校運営協議会の設置

- ・コミュニティスクールを推進するにあたり、保護者及び地域住民等からなる「学校運営協議会」を設置し「校長の学校運営に対して必要な支援を行うこと」を最大の目的とする。
- ・本校におけるコミュニティスクールとは、地域全体で教育を実現する仕組みと位置づけ、「学校と家庭、地域が連携・協働し、子どもたちのための健やかな成長を支えていく学校づくりを進めていくこと」をめざしていく。
- ・これからのコミュニティスクールの方向性を「学校運営協議会」で議論し、「地域とともにある学校づくり」を推進する観点から協議・検討を行う。

③ 本校における具体的な取り組み

- ・学校教育自己診断等の結果をふまえ、児童の自学自習力の育成に努めると共に保護者・地域住民と協力し、学校・家庭・地域における教育課題（家庭での学習習

慣や生活習慣等)の解決に取り組む。

- ・保護者・地域住民の信頼に応えるため、学校の教育活動や運営の透明性・機動性を高めるべく、ブログを通して情報公開・情報発信に努める。
- ・地域住民参加の「学校保健委員会」を開催し本校の健康教育を公開、アピールする。

④ 地域の人材の活用を図る。

- ・コミュニティスクール推進の観点から、地域の人材を積極的に学校に招き、児童との交流を深める。(菊栽培、まなビング・体験学習等)さらに、地域と連携し「枚方子どもいきいき広場」事業の活性化にも寄与することをめざす。

(7) 安全教育の充実および教育環境の整備・充実

- ・児童の登下校時および不審者の侵入等や学校事故・交通事故に対し、危機管理体制を充実させ、安全教育の一層の徹底・充実を図り、児童の安全確保・安全管理に努める。
- ・学校内外において安心して生活できるよう、家庭・地域と連携し、きめ細やかな対応を行う。
- ・学校安全計画に基づく、安全教育や実践的訓練を的確に実施する。
- ・枚方警察「川越交番」とも連絡を密にして連携し、安心、安全な学校をめざす。
- ・校舎内外の美化の推進、設備の整備・充実に努める。